

国 技 建 管 第 10 号

平成 29 年 1 月 30 日

各地方整備局技術調整管理官
北海道開発局技術管理企画官
沖縄総合事務局技術管理官

} 殿

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長
(公 印 省 略)

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真については、受発注者双方の業務効率化を目的に、現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化及び信憑性の確保を図るため、デジタル工事写真の小黑板情報電子化について試行を実施してきたところである。

今般、これまでの試行結果を踏まえ、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用することとしたので、別紙に基づき適切に実施されたい。

附 則

この通知は、平成 29 年 2 月 1 日以降に入札手続きを行う工事から適用する。ただし、平成 29 年 1 月 31 日までに入札手続きを行う工事については、契約後、監督職員の承諾を得たうえで、実施してもよいものとする。